

西武労組

発行責任者

はたらく人も、
ほほえむ人へ。

青野 稔

未払い残業代 勝ち取る!

提訴から6年半

西武自動車
が労働基準法
どおりに賃金
を支払ってい
なかつたとし
て、2010年4月、東京
地裁立川支部に提訴した裁
判が、和解により勝利解決
いたしました。この裁判の
争点は大きく分けて4点①

東京地裁立川 勝利和解

黒宮支部長 職場復帰勝ち取る!

昨年10月、
関根所沢営業
所長と岡田管
区長（いずれ
も当時）に呼
び出され「明
日から来なく
ていいです」
と突如として
ダイヤを全て
外された黒宮



職場復帰した黒宮支部長（右）
と青野書記長（左）

所沢支部長。営業所への役
員乗り込みや団体交渉、西

変形労働時間制の有効性②
折り待ち時間は労働時間か
否か③乗務手当（歩合給）
の固定給部分は割増賃金計
算の基礎に算入させるべき
か否か④始終業時の作業時
間（始業15分終業10分）
の妥当性。争点が多岐にわ
たるため非常に時間がかか
りました。和解内容の詳細
については会社からの要望
によって口外禁止条項を設

武バス本社前集会や株主総
会行動での抗議・情宣行動
を展開する中、会社側が黒
宮支部長の復職に応じた。
「明日から来なくていいで
す」というような非人道的
で、社員の生活を脅かすよ
うな卑劣なやり方に対し、
西武労組は会社を厳しく糾
弾するとともに、このよう
な退職強要、退職勧奨とも

西武バスは直ちに変形労働時間制を廃止せよ

けたため、残念ながらお知
らせすることは出来ません
が、裁判所は原告の主張を
概ね汲み取って算出された
和解金を勝ち取ったことを
報告します。

取れるようなパワハラ行為
を行わないよう追及してい
きます。

営業所長の道交法違反はお咎めなし?

青木新座営業所長が社用
車の乗車定員4名の軽自動
車に5名乗車させて公道を
走行するという事件が発生
した。指導すべき立場の人

12月17日に川越プリ
ンスホテルにて勝利解決報
告集会を開催します。勝ち
取った金員の一部を西武グ
ループに還元することで売
り上げに少しでも貢献でき
るのではないかと考えたの
は愛社精神の現れです。東
京労組組合員は川越プリ
ンスホテルへ!

西武労組組合員は報告集会へ結集せよ

間が法を犯しておきながら、
懲戒処分はおろか、謝罪す
ら未だにありません。我々
従業員が何かトラブルや不
始末を起せば大書で掲示
し、指導書・始末書・顛末
書と騒ぎ立てるくせに、管
理監督者の不始末は大書す
ら貼り出さないのは公平性
に欠けると思いませんか?